

嬉野市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

本仕様書は、嬉野市地域公共交通計画策定業務委託の業務内容について必要な事項を定めるものである。

本業務は現計画の基本方針を踏まえつつ、国が示す計画実質化に向けたアップデートガイダンスも踏まえ、地域の実情及び住民・観光客の移動実態・ニーズを多角的に分析し、本市にとって最適かつ実効性の高い公共交通ネットワークの方向性を提示する、地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定することを目的とする。

1. 業務名

嬉野市地域公共交通計画策定業務委託

2. 本市が目指す地域公共交通の将来像

以下の3つを柱とし、都市計画との整合を図りつつ、KPIに基づく進捗管理及びデータに裏付けられた施策検討を通じて、実効性と持続性を兼ね備えた地域公共交通体系の構築を目指す。

① 生活を支える持続可能な交通ネットワークの構築

人口減少・高齢化の進行を前提とし、幹線交通と地域内交通の役割を明確化するとともに、予約型乗合タクシー等のデマンド交通や地域が主体となった運行等を組み合わせた効率的な交通体系への転換を検討する。交通空白地域の縮小を図りつつ、財政負担との均衡を踏まえた持続可能なサービス水準を確保する。

② 広域交通拠点からの二次交通の強化

西九州新幹線嬉野温泉駅及び嬉野 IC を広域交通の結節点と位置付け、駅・IC と市街地、宿泊地・温泉街、都市拠点等を結ぶ二次交通を強化する。

人流データ等を活用し、来訪者及び住民の移動実態に即した循環・周遊型交通網の構築を目指し、観光回遊性の向上と地域経済の活性化などまちづくりに寄与する交通体系を形成する。

③ 分野横断的連携による移動支援の構築

福祉・医療・教育分野等と連携し、通院・買物・通学等の生活目的に対応した交通を一体的に検討する。

福祉バスと乗合タクシーの役割整理や連携のあり方を含め、限られた地域資源を有効活用しながら、交通弱者の移動確保と運行効率の両立を図る。

3. 業務の目的

嬉野市では、新たな地域公共交通計画(以下「本計画」という。)を策定する。

本市においては、日常生活において自家用車の利用が不可欠な環境、人口減少及び少子高齢化の進行等を背景として、公共交通利用者は減少傾向が続いており、交通事業者の経営環境及び市の財政負担の両面において厳しい状況である。既存交通サービスの維持のみならず、高齢者や運転が困難な住民にとっては移動手段の確保が課題となっている。本業務では、マイカー利用を前提としつつ、車を利用できない住民であっても最低限の移動を確保する環境づくりにおける、持続可能性を確保するための実効性を高める見直しが求め

られている。

一方、令和 4 年 9 月の西九州新幹線嬉野温泉駅が開業し、新たな人流が創出されている。しかしながら、駅から市街地(商店街・旅館街)への二次交通の利便性向上や、多様な来訪者ニーズに対応した移動手段の確保については、なお検討の余地がある。

今後は、市民の日常生活を支える生活交通の確保と、観光都市としての魅力向上に資する来訪者の回遊性向上を両立させる公共交通体系の構築が不可欠である。そのためには、公共交通とまちづくり施策、観光施策、都市構造の将来像を一体的に捉えた戦略的な交通ネットワークの見直し・強化が必要である。

なお、本計画の策定にあたっては、法に定める記載事項及び基本方針に適合する内容とするとともに、持続可能性、実現可能性及び将来的な事業展開を見据えた実効性の高い計画となるよう留意する。また、契約期間中に法改正があった場合は、改正内容に対応した計画策定を行う。

また、本業務の遂行にあたっては、本市が想定する方向性や既存の施策にとらわれず、目的達成のためにより有効であると判断される場合は、前提条件(調査対象や手法等)を含めて見直した代替案の提案も可とする。その場合、見直しによるメリットや有効性を明確に提示すること。

4. 業務対象区域

嬉野市内全域

5. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)
- (3) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- (4) 中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)
- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- (6) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (7) 嬉野市個人情報保護法施行条例(令和 5 年嬉野市条例第 16 号)
- (8) その他、本業務に関する諸法令及び通知等

6. 業務内容

(1) 概況整理

① 関連計画等の整理

・本計画を策定する上で反映すべき関連計画(第 2 次嬉野市総合計画、嬉野市都市計画マスタープラン、嬉野市立地適正化計画 等)の内容を現計画から再整理する。

② 基礎データの整理、予測

・本計画を策定するための基礎データとして活用するために、国勢調査等の各種統計調査などを活用しながら、人口・世帯の状況、行政・観光・福祉・教育・文化等各種施設の立地状況や公共交通の利用状況等を整理する。

(2) 現状分析・課題整理

① 現計画の検証・評価

・現計画に位置付けた施策の実施状況、目標指標の達成状況及び事業効果を検証・総括し、その結果を本計画へ反映する。

② 各種調査の実施

・乗合タクシー利用者、市内民生委員、高校生等を対象とした市民アンケート調査票を発注者が作成し、受注者は改善案を提示する。なおアンケートの配布・回収は発注者で行うものとする。

・市内を運行する公共交通事業者(路線バス事業者3社、乗合タクシー事業者2社)に対して、ヒアリング調査の支援を実施する。

③ 地域内公共交通の整理および現状分析

◎アンケート・IC データ等による分析

・市内を運行している路線バス・タクシー・乗合タクシー・福祉バス等の公共交通について、その運行状況、乗降客数の推移等を整理する。なお、路線バスについては市域外まで運行する幹線系統を含むものとする。

・路線バスの利用実績データについては、可能な範囲で直近年度の IC データを発注者が交通事業者より取得し、受注者へ提供する予定である。

・通勤や通学、日常における買物など、市民の移動特性及びニーズ並びに既存サービスに対する利用者評価についてアンケート調査をもとに整理する。

・庁内関係部局との協議(2回程度開催予定)等については、発注者が主体的に対応し、受注者はこれらの結果を活用し、分析を行う。

・公共交通事業者の意向、課題、留意すべき事項等について整理する。

◎人流データによる分析

・スマートフォン位置情報等を活用した人流データ(来訪者の移動傾向や滞在特性を把握可能なもの)を用いて、市内外の移動実態の把握及び来訪者行動の分析を行うものとする。

・分析に使用するデータは、概ね1か月程度の期間を対象とした非集計 OD データ等を基本とし、平日・休日の移動特性や時間帯別の流動を把握できるものとする。

・分析に使用するデータは、概ね1か月程度の期間を基本とするが、分析目的に応じてこれと同等の傾向を把握できる期間のデータとすることも可とする。また、非集計ODデータと同等以上の精度で移動実態の分析が可能と判断される場合は、他のデータ種別(GPS 位置情報データ、携帯電話基地局データ等)による提案も妨げない。

・当該データ取得に要する費用については、本業務に含めて見積金額に計上するものとする。なお、第三者提供が可能な当該データについては、発注者が別途購入し受注者へ提供する場合がある。

・この場合、当該費用については契約締結時の協議により調整するものとする。

・分析対象期間及び具体的なデータ活用方法については、受注者の知見を踏まえた提案を行うものとし、発注者と協議のうえ決定する。

④ 公共交通に関する課題の整理

・現状整理・分析の内容を受け、市の公共交通に関する課題を以下の視点により分析し、整理する。

ア 人口減少及び財政制約下における持続可能な公共交通ネットワークの見直し

イ 交通空白地域の解消及びサービス提供水準の適正化

ウ 高齢者・通院・買物等を支える生活交通の確保並びに福祉施策との連携

エ 来訪者の移動を支える新たなモビリティの活用

オ 住民利用と観光利用を両立させる交通体系の構築

カ 広域バス路線の維持及び通学輸送の確保

キ 都市計画(立地適正化計画等)との整合及び都市拠点との連動

ク 公共交通の効率性・収支構造の可視化及び公的負担水準の適正化

ケ その他、本市の地域特性を踏まえ必要と認められる課題

(3) 計画の基本方針検討

① 地域公共交通の将来像と基本方針の検討

・地域公共交通の将来像や基本方針について、現在の社会情勢や課題等を踏まえ検討する。また、本市の地域特性(中山間地域・観光地・新幹線駅立地等)に対応していくために本計画で目指す目標を検討する。

・将来ネットワークの考え方、検討過程、評価指標等について受注者の知見を踏まえた提案を行うこと。

(4) 計画の目標の検討

① 目標達成に向けた施策及び事業の検討

・計画の目標達成のために実施すべき施策及び事業、その実施主体・スケジュールなどを検討する。
・特に西九州新幹線嬉野温泉駅・嬉野 IC からの市街地への二次交通の充実、バス・タクシー事業者のドライバー不足等を背景に、交通空白地の解消において、地域が主体となった自家用有償旅客運送等に関する施策の2つを盛り込むこと。

・施策及び事業については、実施主体、実施時期、概算事業費及び期待される効果を整理し、計画期間中の実行性を踏まえた工程管理が可能な内容とする。

・また、施策の進捗管理及び効果検証が可能となるよう、KPI 及び評価手法を整理する。

・施策内容については、本市の地域特性(中山間地域・観光地・新幹線駅立地等)を踏まえ、持続可能性・実現可能性を重視した交通体系を検討する。

・特に、既存交通の再編や新たな交通手段の可能性について、具体的な施策及び実施スケジュールを受注者の知見を踏まえた提案を行うこと。

(5) 計画書の作成

① 嬉野市地域公共交通計画の策定

・法に定められた必要な事項を踏まえ、本計画を作成する。パブリックコメントや協議会等での意見を踏まえた修正等を行う。

(6) 打合せ協議

① 業務を円滑に実施するための打合せ協議

・受注者は発注者と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行う。

ア 初回打合せ(初回時)

イ 中間打合せ(適時3回程度を予定)

(7) 会議の運営支援

① 嬉野市地域公共交通活性化協議会の運営支援

・本計画の策定の作業過程において、情報提供及び合意形成に向け関係機関の意見調整・意思決定を目的とした、嬉野市地域公共交通活性化協議会を開催する。なお回数は3回程度実施するものとする。なお会場の確保に係る費用、会議用資料印刷費用等は発注者が負担する。

ア 会議用資料の作成

イ 会議出席・助言

ウ 議事要旨・結果とりまとめ

(8) 計画の実効性確保及び職員の運用能力向上支援

① データ更新及び効果検証の仕組みの構築

・KPI の進捗管理及び施策の効果検証について、計画策定後に市職員が継続的に実施可能なデータ更新・分析手法及び運用フローを整理すること。

② 専門知識における市職員の理解向上を意識した業務遂行

・業務の各段階において、市職員が分析手法や検討過程を理解し、将来的に市職員による継続的な運用が可能となるよう配慮した業務遂行体制とすること。

③ 計画期間中の伴走支援の提案

・計画策定後の進捗管理、効果検証、施策見直し等に係る伴走支援の実施方法について、具体的な提案を行うこと。

7. 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

8. 委託料の支払い

業務完了後、速やかに支払う

9. 成果品

- (1) 業務報告書:A4 版チューブファイル 1部
- (2) 電子データ:一式(CD-R 又はクラウド共有)
- (3) 計画冊子 :A4 版 製本30部
- (4) その他、調査・検討過程の資料で発注者が必要と認めるもの

10. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

11. その他

- (1) 受注者は、業務実施責任者を選任すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た個人情報、その他秘密事項を他人に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。業務終了後も同様とする。

12. 担当部署

(令和 8 年 3 月 31 日まで)

嬉野市 建設部 新幹線・まちづくり課(担当:岸川)
〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地
TEL: 0954-27-7020
FAX: 0954-27-7077
電子メール : machizukuri@city.ureshino.lg.jp

(令和 8 年 4 月 1 日以降)

嬉野市 政策部 企画政策課(担当:岸川)
〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地
TEL: 0954-66-9117
FAX: 0954-66-3119
電子メール : kikaku@city.ureshino.lg.jp